毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和２年５月27日
水　曜　日

第4643号

目　　　次

規　則

○富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則　1

告　示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定　2
○富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消し　3
○土地改良区の定款変更の認可

公　告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出　4
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施　6

規　　　則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和２年５月27日

富山県知事　石　井　隆　一

富山県規則第41号

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の一部を改正する規則

富山県土木建築工事費の前金払取扱規則（昭和40年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「令和２年３月31日」を「令和３年３月31日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の富山県土木建築工事費の前金払取扱規則の規定は、令和２年４月１日から適用する。

（管　理　課）

告　示

富山県告示第275号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第３項の規定により公示する。

令和２年５月27日

富山県知事　石　井　隆　一

氷見市小杉（５）地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱１号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱１号と標柱19号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
氷見市		小杉	腰ケ谷内	10番２	１号
		〃	〃	２番１	２号
		〃	谷内	１番３	３号
		〃	〃	〃	４号
		〃	〃	〃	５号
		〃	〃	〃	６号
		〃	〃	２番２	７号
		〃	〃	３番２	８号
		〃	〃	４番２	９号
		〃	〃	５番３	10号
		〃	腰ケ谷内	38番	11号
		〃	〃	33番	12号
		〃	〃	28番	13号
		〃	〃	25番４	14号
		〃	〃	25番１	15号

		〃	〃	23番１	16号
		〃	〃	20番１	17号
		〃	〃	19番１	18号
		〃	〃	11番２	19号

（砂　防　課）

富山県告示第276号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定の取消しについて

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定を次のとおり取り消したので、富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）第４条第３項の規定により告示する。

令和２年５月27日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

１　取消年月日　　令和２年４月30日

２　売りさばき人　一般財団法人　魚津市施設管理公社

３　売りさばき所　魚津市天神野新 147番地の１

富山県告示第277号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第２項の規定により、令和２年５月11日認可した。

令和２年５月27日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

公　　　告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項及び第２項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和２年５月27日

富山県知事　石　　井　　隆　　一

１　店舗の名称及び所在地

（仮称）ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ砺波店　砺波市太郎丸３丁目69番地

２　店舗を設置する者　ユニー株式会社

３　変更事項

⑴　大規模小売店舗の名称

（変更前）アピタ砺波

（変更後）（仮称）ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ砺波店

⑵　大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役　佐古　則男

（変更後）代表取締役　関口　憲司

⑶　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社　愛知県稲沢市天池五反田町１番地　代表取締役　佐古　則男

株式会社セリア　岐阜県大垣市外渕２丁目38番地　代表取締役　河合　宏光

株式会社さが美　神奈川県横浜市港南区下永谷６丁目２番11号　代表取締役　小野山　晴夫　ほか19

（変更後）ＵＤリテール株式会社　神奈川県横浜市神奈川区入江二丁目18番地　代表取締役　片桐　三希成

株式会社セリア　岐阜県大垣市外渕２丁目38番地　代表取締役　河合　映治

株式会社さが美　神奈川県横浜市戸塚区川上町87－４　代表取締役　形部　幸裕　ほか10

⑷　駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）建物西側／65台

（変更後）建物西側／40台　建物南側／20台　建物東側／５台

⑸　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）ユニー株式会社、株式会社セリア、株式会社さが美ほか19／午前９時及び午後10時

（変更後）ＵＤリテール株式会社、株式会社セリア、株式会社さが美ほか10／午前８時及び翌午前０時

⑹　来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場１、駐車場４～駐車場８、駐車場10／午前８時30分～午後10時30分

駐車場２、駐車場３、駐車場９／午前８時30分～翌午前０時30分

（変更後）駐車場１、駐車場５～８／午前７時30分～午後10時

駐車場２～４、駐車場９、駐車場10／午前７時30分～翌午前０時30分

⑺　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設①、荷さばき施設②／午前７時～午後８時30分

（変更後）荷さばき施設①、荷さばき施設②／午前６時～午後10時

４　変更の日

３　変更事項　⑴令和２年６月21日

⑵令和元年５月28日

⑶令和２年６月21日

⑷令和３年１月12日

⑸～⑺令和２年６月21日

５　変更の理由

３　変更事項　⑴店舗の名称を変更するため

⑵建物設置者の代表者の変更があったため

⑶小売業者ならびに小売業者の代表者および住所を変更するため

⑷駐輪場の利便性向上を目的として駐輪場を分散配置するため

⑸、⑹店舗リニューアルに伴い営業時間および駐車場利用時間を延長するため

⑺荷さばき時間を延長するため

６　届出の日　令和２年５月11日

７　縦覧場所　富山県商工労働部商業まちづくり課

８　縦覧期間　令和２年５月27日から令和２年９月28日まで

９　その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第８条第２項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

⑴　氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

⑵　⑴の事項の公表の可否

⑶　当該店舗の名称及び所在地

⑷　意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の６第１項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第６条の規定により公告する。

令和２年５月27日

富山県知事　石　井　隆　一

１　入札に付する事項

⑴　借入物品等の名称及び数量

交通監視用カメラ中央装置　一式

⑵　借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

⑶　借入期間

令和３年３月１日から令和８年２月28日（60か月）

⑷　借入場所

入札説明書による。

⑸　借入条件

入札説明書による。

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和２年富山県告示第 159号）第１の規定に該当しない者であること。

⑵　富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第３項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和２年富山県告示第 159号）第４の４に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

⑶　本装置の稼動後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

３　入札に参加する者に求められる義務

⑴　本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、４⑴に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑵　応札仕様書等の提出期限

令和２年６月22日　午後５時15分

4　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570　富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話　076-441-2211

⑵　入札説明書の請求方法

令和２年５月27日から同年６月15日までの間（必着）、前記⑴へ郵便切手を貼付した返信用封筒を同封の上、請求すること。

⑶　入札書の提出方法

10に掲げる方法のいずれかにより、令和２年７月29日正午（必着）までに、前記⑴に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。ただし、窓口持参の場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前８時30分から午後５時15分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）に、前記⑴に掲げる入札書の提出場所に提出することとし、提出期間最終日は、午前８時30分から正午までに、前記⑴に掲げる入札書の提出場所に提出すること。

5　開札の日時、場所等

⑴　開札日時

令和２年７月29日　午後１時30分以降

⑵　開札場所

〒930-8570　富山市新総曲輪１番７号

富山県警察本部６階　会計課内

⑶　開札は、４⑴の部署の入札執行者、立会者及び本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

6　入札保証金に関する事項

免除とする。

7　入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

⑶　入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8　入札の方法

⑴　入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の１か月分の賃借料の金額とする。

⑵　落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9　落札者の決定の方法

⑴　有効な入札書を提出し、かつ、３の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑵　開札は、５⑶に掲げる方法で執行するので、入札参加者の立会いはできないものとする。

⑶　落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとし、結果については異議を受け付けないものとする。

⑷　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札（２回目の入札）をするものとし、入札参加者に直ちに初回入札の最低価格及び再入札の日時を事前に申告されたFAX番号に通知するものとする。

⑸　再入札書の提出期限は、原則として、再入札通知の日の翌々日（日曜日及び土曜日は除く。）の正午とする。

⑹　再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再入札の回数は原則として１回を超えないものとする。

10　入札書等関係書類の受付方法

⑴　郵便の場合

入札参加者は、入札書と入札参加資格確認通知書の写しを同封して密封し、糊付け部に割印（代表者印に限らないものとする。）を押した上で、その封皮に必要事項を記載した「入札書送付票」を貼り付けて簡易書留により郵送するものとする。

なお、入札書送付票の貼付けのないものは入札書を無効とする。

⑵　窓口持参の場合

前記⑴に従い作成した「入札書送付票」を貼り付けたものを４⑴の部署に４⑶の期限までに窓口に提出するものとする。

11　その他

⑴　契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

⑵　入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

⑶　契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

⑷　本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。

⑸　本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

12　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be leased:

Central equipment of camera for traffic flow monitoring, one set

⑵　Your bid must be delivered not later than noon on July 29, 2020

⑶　Contact point for notification:

Accounting Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211

令和２年５月27日印刷発行　発　行　富　山　県